

経済産業省

20230201貿局第1号
輸入注意事項2023第1号
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを原産地とする石油製品（廃油及び三の七の(9)に掲げるものを除く。）の
二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和5年2月6日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

ロシアを原産地とする石油製品（廃油及び三の七の(9)に掲げるものを除
く。）の二号承認制への追加について

令和5年2月6日付け経済産業省告示第11号（輸入公表の一部を改正する告示）
により、輸入公表の二の表の第1のロシアの項に追加されたロシアを原産地とする石
油製品（廃油及び三の七の(9)に掲げるものを除く。）については、令和5年2月6日
以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

本措置は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和4年
12月5日付け閣議了解に基づき、上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産
地とする石油製品の輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してく
ださい。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月6日から施行する。
- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする、この
規程の施行前に本邦への輸出を目的として船積みされた貨物の輸入であって、令和
5年4月1日より前に本邦において当該貨物の船卸しをするものについては、な
お従前の例による。